

令和元年度 第6回理事会の書面開催

令和元年度第6回理事会については、令和2年3月25日、本会会議室において開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、資料郵送による書面開催とした。議決事項については、書面により提案がなされ、理事全員からの同意を得たことから可決されたものとみなされた。説明・報告事項については、資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。議事内容は、次のとおりである。

令和元年度 第6回理事会の議事内容

【議決事項】

第1号議案 令和2年度事業計画及び収支予算書等に関する件

本会定款第49条第1項の規定に基づき、令和2年度の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を得て会長が作成し、直近の総会に報告する必要があることについて全理事の同意があったことから、可決されたものとみなされた。

第2号議案 変更認定申請に関する件

本会が行う災害対策事業については、すでに令和2年3月2日付け府益担第230号により公益目的事業として認定を受けているが、公益認定等委員会から災害対策事業の中における獣医療提供体制復旧支援は、公益目的事業資金の会員構成獣医師（個人）への提供とみなされることから、本申請からの削除が求められ、本支援を除外した内容で認定することが示唆された。しかしながら、近年多発する大規模災害及び家畜伝染病による災害時の会員構成獣医師の被災現状を鑑みると、相互扶助の観点から災害見舞金制度を創設し、被災会員構成獣医師の診療施設及び生活の再建支援をもって、被災地の獣医療提供体制の速やかな復旧に資する必要がある。このため、行政庁に、その他の事業（相互扶助等事業）に災害対策事業を追加することの変更認定申請を行うこと、また、承認の決議の後、行政庁からの指摘等により修正等の必要性が生じた場合には、本趣旨を損なわない範囲で会長に一任することについて全理事の同意があったことから、可決されたものとみなされた。

第3号議案 諸規程の一部改正に関する件

これまで、①日本獣医師会雑誌の学会部分に関する規程については、「日本獣医師会学会学術誌編集等規程」及び「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」に規定のとおり、「学会学術誌」という名称を用いてきた。一方、「日本獣医師会学会運営規程」においては、学会に置く委員

会として「獣医学術学会誌編集委員会」という名称で規定され、学会誌を示すときは「学会学術誌」、委員会を示すときは「獣医学術学会誌編集委員会」と2つの名称が使用されていることから、令和2年2月7日に開催された令和元年度日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、今後、混乱が生じないように早急に統一するよう依頼がなされた。については、上述のとおり日本獣医師会雑誌の学会部分に関する名称を「学会学術誌」から「獣医学術学会誌」に統一することとし、関係規程である「日本獣医師会学会運営規程」、「日本獣医師会学会学術誌編集等規程」及び「日本獣医師会雑誌編集等規程」の一部を改正することについて、また、②本会が行う相互扶助等事業については、これまで災害見舞金制度が制定されていなかったことから、災害発生時に備えて、本会が行う災害見舞金制度をその他事業として位置付けるため、「日本獣医師会災害見舞金規程」を制定することについて、全理事の同意があったことから、可決されたものとみなされた。

第4号議案 事務局長の選任に関する件

現任の事務局長については、3月末日をもって再雇用を終了するが、令和4年（2022年）に第22回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の日本での開催を控え、これまで国際関係事務及び関係団体との交渉等を一括して担ってきた経緯等、今後の円滑な事務事業運営を推進するために、本会職員就業規則第41条第3項の規定に基づき現事務局長を引き続き常勤嘱託職員として継続雇用したうえで、事務局長（国際担当事務局次長兼務）として選任することについて全理事の同意があったことから、可決されたものとみなされた。

【説明・報告事項】

1 令和元年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件

令和元年度地区獣医師大会における決議要請事項と、その対処の考え方等について（別記）、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

2 令和元年台風15・19・21号等に関する件

令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金に対する地方獣医師会等からの募金状況（令和2年11月5日現在で、27地方獣医師会 9,828,775円、12個人等 286,800円の合計10,115,575円）について、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

3 変更認定申請に係る規程の制定に関する件

令和元年度第5回理事会（令和元年12月16日開催）に議決事項「第2号議案 規程の制定に関する件」において上程し、文言の記載等について種々指摘を受けた「日本獣医師会緊急災害時動物救護支援事業規程(案)」について、指摘事項を反映し、修正等を行ったことについて、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

4 特別委員会に関する件

「第1回薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会（令和元年12月19日開催）」及び「第1回総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会（令和元年12月26日

開催）」の会議概要について、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

5 部会委員会に関する件

「第23回小動物臨床委員会（小動物臨床部会常設委員会：令和元年12月25日開催）」、「第6回学校動物飼育支援対策検討委員会公開型拡大会議（動物福祉・愛護部会個別委員会）：令和2年2月9日開催」及び第23回総務委員会（職域総合部会常設委員会：令和元年11月28日開催）について、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

6 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

令和元年12月1日以降令和2年3月10日までの業務概況等について各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

当面の主要会議等の開催計画について、各理事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

【別記】

令和元年度 地区獣医師大会決議要望事項等への対応

1 獣医師界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 平成30年、岐阜県においてわが国で26年ぶりとなるCSF（豚熱）が発生した。CSFは野生イノシシにおいても感染が確認されて感染地域が拡大したことを受け、国内の飼育豚において限定的なワクチン接種が実施されているが、いまだ感染が収束しない状況にある。また、中国をはじめ韓国等アジア地域の近隣諸国ではASFの発生が拡大するなど、わが国への侵入の可能性は一層高まっている。また、高病原性鳥インフルエンザや重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等人と動物の共通感染症も社会の注目を浴びており、これらの疾病への警戒も怠ってはならない。
- (2) 一方、近年薬剤耐性菌の増加が課題として国際的に注目され、わが国においても国が平成28年4月に薬剤耐性（AMR）対策行動計画を策定・公表し、本会としても普及啓発活動等の対応を強化している。
- (3) 令和元年6月には、日本獣医師会及び地方獣医師会が長年にわたって検討し、要請を続けてきた動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化、及び愛玩動物看護師法の新規制定が実現した。今後は、これらの二つの新制度が

人と動物の共生社会の構築に向けて真に国民全体の利益向上に繋がるよう、改正法及び新法の適正な運用に協力、支援していく必要がある。

- (4) このほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護対応の確立、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会におけるこれまでの議論を一層発展させて具体的な対応策を検討し、適宜実行していくこととしている。
- (5) 一方、国際交流事業については、本会は、平成28年11月に福岡県北九州市において第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議を開催し、国内のみでなく海外へも“One Health”の推進に関する情報発信を行った。また、世界獣医師会（WVA）及びアジア獣医師会連合（FAVA）の会員国として、さらに東アジア三カ国獣医師会の覚書に基づき国際交流活動への積極的な貢献を行ってきた。このような国際貢献に加えて、本会はアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を通じて、わが国獣医師界が一層国際的な信頼を得られるよう努めてきた。
- (6) このようなわが国の国際貢献が認められ、令和元年

10月に開催されたFAVA代表者会議において2022年に開催が予定されている第22回FAVA大会の福岡県への誘致が満場一致で可決された。今後は同大会の開催準備を鋭意進めていくこととしている。

- (7) また、本会の組織強化のため、地方獣医師会における組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制を充実させるとともに、英語版ホームページを通じて国際的な情報提供体制の充実を図っている。また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととしている。
- (8) このような状況の中で、令和元年度に開催された地区獣医師大会等において多数の決議要望事項等が提出された。提出された課題については、すでに実施している政策提言活動等の対応と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師・獣医師会が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものである。個々の課題については「2 令和元年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」とおり対処することとした。

2 令和元年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

- (1) 人と動物の共通感染症（共通感染症）及び薬剤耐性（AMR）対策等 One Health の実践
- ・ One Health の理念に基づく人と動物の共通感染症に関する正しい知識の普及啓発（関東・東京地区）
 - ・ One Health の推進と研修の強化（中部地区）
 - ・ 共通感染症対策における、自治体、医師、獣医師の連携体制の構築（四国地区）
 - ・ ① One Health の理念に基づいた医療・獣医療の連携強化の推進による共通感染症対策の徹底、②一般市民向けの普及啓発活動の実施、③特異的な治療薬やワクチンの開発（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 人と動物の共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策等 One Health の実践については、本会の最優先事項として取組み、日本医師会と連携してシンポジウム等を開催し、情報共有及び対策の強化を図っている。

イ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に関する支援を要請し、本会と日本医師会に厚生労働省も加わった市民公開連携シンポジウムを開催してきた。

また、薬剤耐性（AMR）対策において、抗菌剤等が動物用医薬品としての承認を得やすい仕組みや、動物用医薬品の開発促進のための製薬企業のインセンティブを高める方策についても、国に支援要請をして

いるところである。

ウ 本件については、今後も“One Health”推進検討委員会において検討を行い、その結果を本会の活動に反映させることとする。

エ すでに全国55地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり、今後は協定に基づく活動の発展について、地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

(2) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

- ・ CSF（豚熱）対策の確立、ワクチン接種に係る雇い上げ獣医師の報酬の改善（中部地区）
- ・ CSF 対策の確立、ワクチン接種の適正な実施（近畿地区）
- ・ 家畜伝染病防疫体制の強化（①獣医師の確保・養成、②輸入検疫の強化、③畜産物供給体制・共通感染症対策の充実、④家畜伝染病に係る情報網の整備）（四国地区）
- ・ ① CSF 早期収束のための施策の実施とまん延防止のための体制整備、②越境感染症の国内侵入防止のための輸入検疫の強化、③獣医師と関係機関との連携強化及び飼養衛生管理基準の遵守の指導によるリスク管理の強化（九州地区）
- ・ ①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重責に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策等の One Health に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

〔考え方・対応等〕

ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、本会として、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い、その結果に基づいて、関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。

イ 本会及び獣医療関係団体は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、飼養衛生管理基準の普及啓発や農場から食卓までの食の安全にかかわる高度な技術を有する管理獣医師の養成・確保に努めている。

ウ 特に CSF 対策については、国は、本会の要請に応じて、ワクチン接種推奨地域の養豚経営者全員の十分な理解の下でのワクチン接種の実施、全ての養豚農場における農場管理獣医師の配置を含む飼養衛生管理基準の遵守体制の確立、家畜伝染病予防法の改正等が進められている。

エ 本件については、今後も関連する部会委員会等において検討を行い、迅速に要請活動に反映することとしている。

(3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・狂犬病予防対策の重要性の再認識（関東・東京地区）
- ・狂犬病予防対策の推進，狂犬病予防注射事業に係る科学的検証の実施及び狂犬病予防注射猶予犬の責任所在の明確化（中部地区）
- ・①狂犬病等の共通感染症の発生状況の把握と予防対策に係る普及啓発，②予防注射の徹底と鑑札及び注射済票の装着の推進（四国地区）

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については，狂犬病予防体制整備検討委員会等の検討を踏まえ，厚生労働省等に対し，①検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化，②動物愛護管理法の改正を踏まえ，マイクロチップを鑑札の代替として活用する効率的な犬の登録制度の推進，国内の犬飼育頭数の把握及びマイクロチップを予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一層の利便性の向上，③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保，④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実，⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備，⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請を行ってきた。

イ 地方獣医師会に対しては，狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録，定期予防注射の実施，狂犬病予防注射済票の交付等）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で狂犬病予防事業が組織的・効果的に円滑に推進されるとともに，同事業が獣医師会の実施する公益目的事業として社会的理解を得て効果的に実施されるよう，本会として支援する。

ウ 狂犬病予防注射に係る科学的検証については，一部の専門家が厚生労働省研究事業において疫学研究を行いその結論を発表したが，本会としては，日本獣医師会雑誌平成30年4月号に「狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する日本獣医師会の見解」を発表し，反論したところである。

エ 狂犬病予防注射の猶予については，「狂犬病集合予防注射実施のためのガイドライン」（平成8年度日本獣医師会発行）において，「注射不適當犬とは，狂犬病予防注射を受けることが適当でない犬を指し，これらの犬には注射を行ってはならず，猶予証明書を発行する。」とされている。本ガイドラインは，厚生労働

省生活衛生局乳肉衛生課（当時）の監修を得ており，各地方獣医師会におかれては，このガイドラインの内容に沿って，猶予証明書の発行における具体的な事項（未接種犬の把握等を含む。）について都道府県及び市町村担当部局と協議されたい。

(4) 獣医師需給対策の推進，就業環境の改善

ア 獣医師需給対策の推進，就業環境の改善

- ・離島・僻地や家畜過疎地等の診療所経営困難地域を担当する家畜診療所への国及び地方自治体からの公的支援の実施（北海道地区）
- ・産業動物獣医師分野における往診距離の拡大と女性獣医師の増加や働き方改革等の労働環境の変化を考慮した家畜共済診療点数の設定（北海道地区）
- ・獣医大学入学枠への獣医師不足都道府県出身枠や産業動物志望枠の設定（北海道地区）
- ・家畜共済事業の運営改善及び情報通信技術を活用した獣医療提供体制の確立（東北地区）
- ・地域の実情に合わせた産業動物獣医療提供のための業務連携（東北地区）
- ・農業共済協会家畜診療施設等における診療参加型実習の受入れ体制の整備・拡充と獣医学系大学学生の産業動物分野への就業誘導（東北地区）
- ・勤務獣医師，特に公務員獣医師の処遇改善（近畿地区）
- ・獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用（中国地区）
- ・①家畜共済制度の運営基盤の充実強化，②職責に見合った給料表の適用，諸手当の拡充による公務員獣医師の処遇改善の実施，③獣医学系大学における産業動物診療獣医師，公務員獣医師への就業支援（九州地区）

イ 女性獣医師の活躍推進対策

- ・非就労女性獣医師の活用促進対策としての子育て支援対策，女性獣医師が復職・継続就業できる職場環境の整備支援対策の実施（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については，産業動物臨床・家畜共済委員会，家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて，本会として関係機関に対し，獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善，また大学における産業動物臨床，家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実，修学資金の活用範囲の拡大等について要請活動を行ってきたところである。

イ なお，文部科学省に対しては，①各大学で行う診療参加型実習及び家畜衛生・公衆衛生実習に対する農業共済組合・連合会等の家畜診療施設，家畜保健衛生所等の行政関係機関，民間の小動物診療施設等の協力体

制の構築，②国公立獣医学系大学における特別選抜入試（地域枠）の導入への支援を要請したところである。

ウ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては，①卒業間もない産業動物診療獣医師，公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習，②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習，実習を実施して，産業動物診療獣医師，公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。なお，離島等における遠隔地診療については，平成31年度から本事業において，広域獣医療体制整備対策事業を実施し，モデル地域を設けて情報通信機器を用いた診療の試行を行っている。

エ また，獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策でもある女性獣医師の活躍推進については，職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委員会」等でその対応を検討するとともに，各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

オ 公務員獣医師の処遇改善については，本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果，平成28年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行される等，各地域で成果が見られる。

本会としては，このような先進事例を参考にしながら，今後とも活動の強化に努める所存であり，地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策，野生動物対策，動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東・東京地区）
- ・動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正（中国地区）
- ・動物の適正飼養の啓発，不妊去勢手術の推進（四国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・マイクロチップ啓発・登録の推進（関東・東京地区）
- ・マイクロチップの登録変更手続きの有料化（中部地区）
- ・マイクロチップ装着義務付け対象動物の拡大，登録情報の拡大と活用（中国地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置と自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施，②同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発，③民間団体，ボラ

ンティア及び自治体が連携し，広域的に災害時の動物救護に対応するための体制の整備（四国地区）

- ・①九州 VMAT（災害時獣医療派遣チーム）の養成と隊員の確保，②九州地区各県市獣医師会の動物救護体制の充実，③九州災害時動物救援センターを活用した九州 VMAT の育成強化，④動物救護活動を支援するための地方自治体と獣医師会の連携の強化（九州地区）

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・学校飼育動物への支援強化（中部地区）
- ・学校獣医師の設置と制度化（中国地区）

オ 動物飼育環境の向上等

- ・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東・東京地区）
- ・犬の飼育頭数減少対策（中部地区）

カ 野生動物対策の推進

- ・傷病野生鳥獣救護に関する体制整備の推進（関東・東京地区）
- ・ワイルドライフヘルスセンターの設置（中部地区，近畿地区）
- ・野生動物に対する家畜伝染病等の監視検査体制の整備（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 動物福祉管理対策については，これまでマイクロチップ装着の普及推進と義務化を中心として，災害時動物救護体制の充実，学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ マイクロチップの普及対応については，動物愛護法の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録業務に関する制度運用について，登録情報の管理・提供体制の一元化による国民の利便性の向上を図るとともに，個人情報の保護管理体制の構築に当たっては，本会等の民間ベースで取り組まれている業務の実態に配慮するよう要請したところである。

ウ マイクロチップの登録変更手続きの手数料については，今後その金額等について国が定めることになると思われ，本会としては，その動向を注視しながら，本会が登録機関として指定されることを目指し，地方獣医師会と連携して関係手続きを円滑かつ適正に行うことができるよう，具体的な方策について検討していく。本件については，今後もマイクロチップ普及推進検討委員会において検討を行い，地方獣医師会及び会員構成獣医師との密接な連携・協力の下に，法令改正後の制度運用が円滑に行われるよう尽力していくこととしている。

エ 災害時動物救護活動については，本会から環境省に要請を行った結果，平成25年に環境省が策定した「災

害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定)において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、各地方獣医師会の活動に関する「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定した。今後はこれらのガイドライン、マニュアル等に基づき、本会の支援により開設した九州災害時動物救援センターを活用しながら、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMATの養成等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととする。

オ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて、地方獣医師会等における具体的な活動を支援することとしている。

カ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書として「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容について野生動物医学会等の関係学術団体においても理解が進んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

また関係省庁には、わが国におけるCSFの流行、台湾における狂犬病の流行における野生動物の関わりを重要視し、適切な検査体制を整備するよう要請したところである。

キ 犬の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会においても、家庭動物飼育環境健全化検討委員会における検討結果を踏まえて、関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を実施するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について普及啓発を行っていくこととしている。

ク 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デーin JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

(6) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げたうえで、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成29年度から開始された診療参加型実習及び家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、わが国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしており、本件については文部科学省に対しても支援を要請している。

(7) 獣医療提供の質の確保等

ア 獣医療提供の質の確保

- ・愛玩動物看護師法の成立を受け、現場の実態を考慮した施行規則等の制定（東北地区）
- ・愛玩動物看護師の業務に関する獣医師向けの情報提供（中部地区）
- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・獣医療法第17条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）

イ 家畜共済制度の充実・強化

- ・家畜共済制度の運営基盤の充実・強化（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療提供体制の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。

ウ 動物看護職の国家資格化については、チーム獣医療提供体制整備の一環として関係機関等への要請を実施してきた結果、愛玩動物看護師法が制定されて国家資格化が実現し、その運用についての検討が行われている。本会としては、今後の動向を注視しながら地方獣

医師会及び会員構成獣医師に適切な情報提供を行い、獣医師と愛玩動物看護師等の役割分担の明確化及び愛玩動物看護師の処遇改善等を含めチーム獣医療提供体制の整備に向けて取り組んでいく。

エ また、動物飼育者の求める高度で、多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があり、事業推進特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して検討を行っている。

オ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。また、医療における広告規制の状況、家庭動物の飼い主をはじめとした国民の情報提供に対する要望等もあり、これらを考慮した獣医療広告規制の在り方についても農林水産省と協議していく必要がある。

カ 家畜共済制度については、今般の制度改正を踏まえ、制度基盤強化のための抜本的な家畜診療所の運営改善に向けて、例えば、生産獣医療を含む農場管理技術の提供等も含め、多元的な収入源の確保等について産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、

対応を講じていく。

(8) 日本獣医師会の組織体制及び運営

ア 公益社団法人としての視点からの会員加入率の向上（関東・東京地区）

イ 獣医学術地区学会の運営の適正化（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 本会としては、地方獣医師会における会員加入率の向上のため、会員構成獣医師への魅力ある事業運営及び適切な情報提供等を目的として事業のスクラップアンドビルドを行うこととしている。また、本会と地方獣医師会の収支の改善を念頭におきながら、マイクロチップ登録事業を堅実に運営する。一方、本会と地方獣医師会との業務分担の明確化を図るとともに、狂犬病予防事業の一括受託等地方獣医師会における円滑な業務運営を支援しつつ、公益事業の拡大を図るための対策を検討したいと考えている。

イ 獣医学術地区学会の運営については、総務委員会で検討中である。現在、本件に関する情報を地方獣医師会から収集しているところであり、地方獣医師会の事情を十分考慮しつつ検討を行い、令和4年度から新たな運営方式に移行する予定である。